

(中面の続き)

### 《入札申込みにあたっての留意事項等》

- 保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法に基づき、換地処分公告（平成32年度予定）の日の翌日以降になります。また、所有権移転登記に要する費用は、購入者の方の負担となります。
- 売買契約には、所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地の転売を禁止する特約を設定します。
- 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地に権利の設定（抵当権の設定等）が出来ません。売買代金等の支払いのために金融機関から融資を受けようとする方は、入札申込み前に、あらかじめ金融機関にご相談ください。
- 土地区画整理事業完了時における確定測量の結果、保留地の面積に増減が生じた場合は、増減面積に売買契約時の平方メートル当たり単価を乗じて算出した金額（精算金）を売買代金の差額として精算します。

### 《販売のスケジュール（予定）》

- ・11月28日(月)～12月7日(水) 入札申込み受付期間  
※購入を希望される権利者様は期間内に必要書類を蒲生北部整備課あて提出してください。
- ・12月20日(火) 入札  
※その後、1月に契約締結及び売買代金支払い確認後に土地引渡し予定です。

事業地区内の権利者様への先行販売の結果、購入希望者がいない場合は、後日、一般公募抽選または一般競争入札により、権利者様以外も対象として販売を行います。保留地の販売状況については本誌等にてご報告予定です。

ご不明な点等につきましては、蒲生北部整備課（電話：022-214-8031）までお問合せ願います。

### ◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp



蒲生北部復興

# 区画整理だより

VOL 34



発行：仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成28年10月31日

<http://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

### ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日ごとに秋が深まり、紅葉の美しい季節となりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、用途地域等の変更、蒲生干潟周辺の環境美化活動及び今年度の保留地販売についてお知らせいたします。

### お知らせ

#### ◆用途地域等の変更について

8月10日から8月23日までの期間、都市計画（用途地域等）の変更に関する都市計画案の縦覧を行い、縦覧期間中に1件の意見書の提出を受けました。

意見書の要旨は、自然環境の保全を求め用途地域等の変更を行わないことというものでしたが、9月1日（木）開催の第193回仙台市都市計画審議会に付議され、審議の結果、意見書は不採択となりました。

その後、9月23日に都市計画の変更の告示を行い、用途地域等が変更されております。

#### ◆蒲生北部JVからのお知らせ

##### ●蒲生干潟周辺の環境美化活動への取り組みについて

蒲生北部JVでは、蒲生干潟周辺の海岸環境美化活動として、年間2回程度の定期的な清掃活動を行っております。

10月15日（土）に蒲生北部JV関係者23名にて蒲生干潟周辺の清掃活動を行いました。今後も事業地区周辺の環境美化に努めてまいります。



《お問合せ先》 蒲生北部JV統括事務所 担当：安永（電話：022-387-1202）

◆今年度の保留地販売(権利者先行販売)について

当事業における保留地(約6.3ha)の位置は下図:黄色部のとおりです。これらの保留地の中から下図4画地の販売を開始します。

今回の保留地販売は、右の保留地購入要件(※)のいずれかを満たす事業地区内の権利者様が対象となります。

購入を希望される権利者様は、同封の「保留地販売 競争入札(土地所有者・借地権者向け)参加申込みのご案内」をご参照ください。

なお、下図:青色部は保留地とは別に販売を予定する市有地(約34ha)の位置を示しております。

これらの販売時期、価格、条件等については今後検討して参ります。詳細が決まり次第ご報告いたしますのでご検討よろしくお願いたします。

(※)「保留地購入要件」について

- ①事業地区内の土地所有者(土地登記簿に所有者として登記されている個人、法人)
- ②事業地区内の借地権者(土地登記簿に借地権者として登記されている個人、法人)
- ③土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている個人、法人

《保留地・市有地位置図》



保留地番号	街区番号	画地番号	面積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)	用途地域
H28-A-1	6	1	1,805	63,897,000	準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
H28-A-2	9	1-1	488	17,616,800	
H28-A-3	9	6	466	16,310,000	
H28-A-4	9	11-1	779	28,044,000	

(裏面に続く)